

法 令 名	土地改良法
根 拠 条 項	第 91 条第 5 項
処 分 の 概 要	関連土地改良事業者の分担金徴収
法 令 の 定 め	<p>○第 91 条第 5 項</p> <p>都道府県は、政令の定めるところにより、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業で都道府県が行う市町村特別申請事業（以下「都道府県営市町村特別申請事業」という。）と一体となってその効果が生じ、若しくは増大するもの（以下この項において「関連土地改良事業」という。）又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で都道府県営市町村特別申請事業と一体となってその効果が増大するもの（政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。）を行う者その他都道府県営市町村特別申請事業によって利益を受ける省令で定める者から、その者の受ける利益（関連土地改良事業又は関連管理事業を行う者にあつては、それぞれの行う関連土地改良事業又は関連管理事業の施行に係る地域内にある土地につき第 3 条に規定する資格を有する者が当該都道府県営市町村特別申請事業によって受ける利益の合計）を限度として、地方自治法第 224 条の分担金を徴収することができる。</p> <p><関連条項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良法施行令第 54 条の 2 ・土地改良法施行規則第 68 条の 4 の 13
処 分 基 準	道内において事業の実施例がないことから、当面、処分基準は設定しない。
処 分 担 当 課	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係
問 い 合 わ せ 先	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係
備 考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/ ）